主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人浜名儀一、同小川雅義、同近藤一夫の上告理由について

本件市議会議員選挙における「C野(c)」と記載した投票は、名の一字に丸括 弧が付されていても、公職選挙法六八条一項五号にいう他事を記載した投票に当た らず、候補者C野c重郎に対する有効な投票であるとした原審の判断は、正当とし て是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができ ない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	堀	誠	_
裁判官	小	野	幹	太 隹
裁判官	Ξ	好		達
裁判官	大	白		勝